

平成26年10月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ハ)第6203号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月30日

判 決

原 告 A
同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛
同訴訟復代理人司法書士 平 岡 典 之

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告 ア コ ム 株 式 会 社
同代表者代表取締役 木 下 盛 好
同訴訟代理人弁護士 太 井 徹

主 文

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、63万5500円及び内金44万9960円に対する平成26年3月6日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である被告と金銭消費貸借の取引をしていた原告が、被告に対し、同取引を利息制限法により引き直し計算すると、過払金が生じたとして、不当利得返還と被告が悪意の受益者であることを理由とする利息の支払を求めたところ、被告は、取引を行ったのは、原告ではなく原告の母親である訴外 B (以下、「訴外 B 」という。)であること等を理由として、原告の

本件請求を争っている事案である。

2 請求原因

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、平成8年3月15日から平成19年12月14日までの間、別紙計算書記載のとおり金銭消費貸借に関する取引を行った（以下、「本件取引」という。）。
- (2) 取引当時、被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であった。
- (3) 本件取引を利息制限法により引き直し計算すると、別紙計算書記載のとおり、平成26年3月5日現在で44万9960円の過払いが生じた。
- (4) 被告は、悪意の受益者であり、同日現在で18万5540円の利息が生じている。
- (5) よって、原告は、被告に対して、44万9960円の不当利得返還及び被告が悪意の受益者であることを理由とする利息18万5540円並びに元金44万9960円に対する平成26年3月6日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払を求める。

第3 被告の認否及び原告の反論

1 被告の認否

- (1) 請求原因(1)について、平成8年3月15日に原告と被告間で、リボルビング方式による貸付を内容とする金銭消費貸借基本契約が締結されたことは認め、その余の点は否認する。被告との間で本件取引を行ったのは、原告からカード（以下、「本件カード」という。）の貸与を受けた訴外Bである。
- (2) 請求原因(2)は認める。
- (3) 請求原因(3)、同(4)は否認ないし争う。
- (4) 請求原因(5)は争う。

2 被告の主張

- (1) 原告は、本件取引の各弁済行為の大部分を訴外 B が行ったとし、原告が行った弁済部分は不明であるとしているが、原告の弁済により原告に損失が生じたことが不明であり、原告の主張は請求原因事実の主張を欠くものである。
- (2) 訴外 B は、被告ATM機から金銭の交付を受け、その後に被告に対して弁済の形で金銭を交付している。訴外 B は、原告の使者ではない。
- (3) 本件契約のAC会員規約によれば、カードを当該会員以外の者が使用することや他人に譲渡又は貸与することを禁止している(乙B2, 3条3項)のであり、訴外 B の取引行為により、原告、被告間で金銭消費貸借は成立しない。
- (4) 訴外 B の被告ATM機からの出金は、被告の意に反するものであり、違法性がある。原告は、(3)の事実を認識した上で本件カードを訴外 B に貸与しているのであるから、訴外 B と原告は、被告に対して、共同不法行為が成立する。仮に、訴外 B が原告の使者として、被告との取引行為を行ったと評価できるとしても、原告の給付行為(弁済行為)は、原告と訴外 B との共同不法行為(民法719条)の結果原告と被告間に金銭消費貸借契約が成立しているかのような外観が生じたため行われたものであり、訴外 B による弁済は、不法な原因のために行われた給付に該当し、不法原因給付(同法708条)となり、原告は被告に対し不当利得返還請求をすることはできない。
- (5) 訴外 B による被告に対する入金原告の不当利得返還請求権の要件である損失に該当するとしても、原告の損失は、原告及び訴外 B の本件カードの不正使用によるものであり、被告に損失の返還を求めるのは信義則に違反するか権利の濫用に該当する。

3 原告の主張

- (1) 原告は、訴外 B に本件カードを渡し、暗証番号を教え、原告に代わって

被告A T M機で借入手続をするように委任した。訴外B の出金行為により、原告が被告に対して債務を負うことは、原告及び訴外B は認識していた。

また、被告は、A T M機で正しいカードと暗証番号を使用して出金操作がなされている場合、カード名義人である原告との間で金銭消費貸借契約を成立させるつもりで手続を進め、原告との間で金銭消費貸借契約が成立した旨の元帳記帳を行い、原告に交付する意思でA T M機から金銭を出している。

被告と訴外B は金銭消費貸借契約の法律効果を原告に帰属させる意思で借入手続を行い、原告は、当該法律効果を自己に帰属することを認識・認容して訴外B に委任しているので、当然に原告と被告間で金銭消費貸借契約が成立し、原告が借入金債務を負う。

(2) 本件取引は、原告が被告から借入した金銭を訴外B に又貸したものであり、訴外B は原告の代理人又は使者として被告に対して手続をしたものである。カードの又貸し、つまり「カード名義人が第三者にカードを貸与し、暗証番号を教え、カード名義人に代わって貸金業者のA T M機で借入手続をするよう委任し(但し、借りた金銭は、カード名義人に引き渡す必要はなく、そのままカード名義人が第三者に貸す約束である。また、借入手続は第三者が金銭を必要とするときに行えばよいという約束である。)、返済については、カード名義人に決して迷惑をかけないように、第三者が責任をもってカード名義人を装って貸金業者に返済することを約束させる場合」は、金銭の又貸し人が又借り人に委任して、使者若しくは代理人として貸主との間で直接金銭のやりとりをしてもらっている場合に他ならない。本件は、カードの又貸しという方法によって金銭を又貸ししているだけであるから、被告に対する過払い金返還請求権は原告に帰属する。

(3) 本件カードの又貸しが被告のカード貸付禁止などの会員規約に違反していることは認めるが、そのことにより民事上の効力(被告と原告との間に金銭消費貸借契約が成立すること)には何ら影響を与えない。

- (4) 訴外 B の入金手続は違法ではないので、共同不法行為にならず、また不法原因給付にならない。

第4 判 断

1 本件取引について

- (1) 証拠(甲 2, 乙 B 1)及び弁論の全趣旨によれば、被告との間に、別紙計算書記載の取引が原告名義のカード(会員番号, カード番号 0 7 7 9 2 8 4 3)を使用して行われたことが認められる。
- (2) 本件取引は、原告が訴外 B に本件カードを貸与し、取引の相当部分につき、訴外 B が、被告と現実の取引を行っていたことは当事者間で争いはない。

ところで、継続的な金銭消費貸借取引を利息制限法で引き直し計算したところ、過払金が生じて以降の弁済を第三者が行っていた場合は、その弁済分に関する過払金については、当該第三者に過払金返還請求権が帰属する。他方で、本件は原告以外の第三者であるところの訴外 B が、被告に対し、入金しているが、訴外 B は第三者としてではなく原告名で入金しているので、原告の弁済といえないかが争点となる。そして、原告は、本件の法律構成をカードの又貸しとして構成し、訴外 B の入金はすなわち原告の弁済であると主張している。

- (3) そこで検討するに、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、原告が訴外 B に本件カードを預けて、訴外 B の計算のもとに借受、弁済の各取引行為を訴外 B の自由な裁量により行わせたものと認められる。そして、訴外 B の行った各取引行為について、原告が具体的に関与した旨の主張はなく、またそれを認めるに足りる証拠はない。訴外 B が原告の使者又は代理人として取引行為を行っていたとする原告の主張は、取引の実態をとらえたものとは認められず、また、原告が訴外 B に又貸ししたとする原告の主張(第 3 の 3(2))を認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、訴外B が行った被告に対する入金行為により、原告の損失が生じているとは直ちにはいえず、むしろ訴外B の損失とみることが相当である。

また、原告代理人は口頭弁論において、本件取引のうち原告が行った取引と訴外B が行った取引の区分は不明である旨述べている。これは、原告は、本件取引のうちどの部分が原告の損失に基づくものであるのかを明らかにしていないことに帰するので、不当利得返還請求権の要件事実である原告の損失の事実の主張立証を欠くことになる。

2 結 論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第1室

裁 判 官 都 甲 昌 弘

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム株式会社

債務者 A

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H08.03.15	100,000				18%	0			100,000	0	0	0
H08.04.09		10,000	25		18%	1,229	0	8,771	91,229	0	0	0
H08.05.15		4,000	36		18%	1,615	0	2,385	88,844	0	0	0
H08.06.13		4,000	29		18%	1,267	0	2,733	86,111	0	0	0
H08.07.14		4,000	31		18%	1,312	0	2,688	83,423	0	0	0
H08.08.19		4,000	36		18%	1,476	0	2,524	80,899	0	0	0
H08.09.24		4,000	36		18%	1,432	0	2,568	78,331	0	0	0
H08.10.26		4,000	32		18%	1,232	0	2,768	75,563	0	0	0
H08.11.25		4,000	30		18%	1,114	0	2,886	72,677	0	0	0
H08.12.30		10,000	35		18%	1,250	0	8,750	63,927	0	0	0
H09.01.23	128,000		24		18%	756	0	0	191,927	756	0	0
H09.02.04		10,000	12		18%	1,135	0	8,109	183,818	0	0	0
H09.03.11		10,000	35		18%	3,172	0	6,828	176,990	0	0	0
H09.04.14		10,000	34		18%	2,967	0	7,033	169,957	0	0	0
H09.05.19		10,000	35		18%	2,933	0	7,067	162,890	0	0	0
H09.06.20	100,000		32		18%	2,570	0	0	262,890	2,570	0	0
H09.06.25		12,000	5		18%	648	0	8,782	254,108	0	0	0
H09.07.27		12,000	32		18%	4,010	0	7,990	246,118	0	0	0
H09.09.01		12,000	36		18%	4,369	0	7,631	238,487	0	0	0
H09.10.05		12,000	34		18%	3,998	0	8,002	230,485	0	0	0
H09.11.09		12,000	35		18%	3,978	0	8,022	222,463	0	0	0
H09.12.15		12,000	36		18%	3,949	0	8,051	214,412	0	0	0
H10.01.14		12,000	30		18%	3,172	0	8,828	205,584	0	0	0
H10.02.13		12,000	30		18%	3,041	0	8,959	196,625	0	0	0
H10.03.10		12,000	25		18%	2,424	0	9,576	187,049	0	0	0
H10.04.07		12,000	28		18%	2,582	0	9,418	177,631	0	0	0
H10.05.06		12,000	29		18%	2,540	0	9,460	168,171	0	0	0
H10.06.09		10,000	34		18%	2,819	0	7,181	160,990	0	0	0
H10.07.07		12,000	28		18%	2,222	0	9,778	151,212	0	0	0
H10.08.05		12,000	29		18%	2,162	0	9,838	141,374	0	0	0
H10.09.11		12,000	37		18%	2,579	0	9,421	131,953	0	0	0
H10.10.08		12,000	27		18%	1,756	0	10,244	121,709	0	0	0
H10.11.05		12,000	28		18%	1,680	0	10,320	111,389	0	0	0
H10.12.08		12,000	33		18%	1,812	0	10,188	101,201	0	0	0
H10.12.30		12,000	22		18%	1,097	0	10,903	90,298	0	0	0
H11.02.08		10,000	40		18%	1,781	0	8,219	82,079	0	0	0
H11.03.05		10,000	25		18%	1,011	0	8,989	73,090	0	0	0
H11.04.05		10,000	31		18%	1,117	0	8,883	64,207	0	0	0
H11.05.07		10,000	32		18%	1,013	0	8,987	55,220	0	0	0
H11.06.15		10,000	39		18%	1,062	0	8,938	46,282	0	0	0
H11.07.06		10,000	21		18%	479	0	9,521	36,761	0	0	0
H11.08.06		10,000	31		18%	561	0	9,439	27,322	0	0	0
H11.08.20	198,000		14		18%	188	0	0	225,322	188	0	0
H11.09.03		900	14		18%	1,555	0	0	225,322	843	0	0
H11.09.03		9,000	0		18%	0	0	8,157	217,165	0	0	0
H11.10.04		10,000	31		18%	3,319	0	6,681	210,484	0	0	0
H11.11.04		10,000	31		18%	3,217	0	6,783	203,701	0	0	0
H11.12.07		10,000	33		18%	3,315	0	6,685	197,016	0	0	0
H12.01.04		10,000	28		18%	2,713	0	7,287	189,729	0	0	0
H12.02.08		10,000	35		18%	3,265	0	6,735	182,994	0	0	0
H12.03.07		10,000	28		18%	2,519	0	7,481	175,513	0	0	0
H12.04.04		10,000	28		18%	2,416	0	7,584	167,929	0	0	0
H12.05.08		10,000	34		18%	2,807	0	7,193	160,736	0	0	0
H12.06.05		10,000	28		18%	2,213	0	7,787	152,949	0	0	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H12.07.06		10,000	31		18%	2,331	0	7,669	145,280	0	0	0
H12.08.04		10,000	29		18%	2,072	0	7,928	137,352	0	0	0
H12.08.22	45,000		18		18%	1,215	0	0	182,352	1,215	0	0
H12.09.04		10,000	13		18%	1,165	0	7,620	174,732	0	0	0
H12.10.05		10,000	31		18%	2,663	0	7,337	167,395	0	0	0
H12.11.06		10,000	32		18%	2,634	0	7,366	160,029	0	0	0
H12.12.04		10,000	28		18%	2,203	0	7,797	152,232	0	0	0
H13.01.04		10,000	31		18%	2,327	0	7,673	144,559	0	0	0
H13.02.05		10,000	32		18%	2,281	0	7,719	136,840	0	0	0
H13.03.05		10,000	28		18%	1,889	0	8,111	128,729	0	0	0
H13.04.04		10,000	30		18%	1,904	0	8,096	120,633	0	0	0
H13.05.07		10,000	33		18%	1,963	0	8,037	112,596	0	0	0
H13.06.05		10,000	29		18%	1,610	0	8,390	104,206	0	0	0
H13.07.05		10,000	30		18%	1,541	0	8,459	95,747	0	0	0
H13.08.08		10,000	34		18%	1,605	0	8,395	87,352	0	0	0
H13.09.04		10,000	27		18%	1,163	0	8,837	78,515	0	0	0
H13.10.04		10,000	30		18%	1,161	0	8,839	69,676	0	0	0
H13.11.06		10,000	33		18%	1,133	0	8,867	60,809	0	0	0
H13.12.05		10,000	29		18%	869	0	9,131	51,678	0	0	0
H14.01.04		10,000	30		18%	764	0	9,236	42,442	0	0	0
H14.02.04		10,000	31		18%	648	0	9,352	33,090	0	0	0
H14.03.04		10,000	28		18%	456	0	9,544	23,546	0	0	0
H14.04.05		10,000	32		18%	371	0	9,629	13,917	0	0	0
H14.05.07		10,000	32		18%	219	0	9,781	4,136	0	0	0
H14.06.05		10,000	29		18%	59	0	9,941	-5,805	0	0	0
H14.07.05		10,000	30		0%	0	0	10,000	-15,805	0	23	0
H14.08.07		10,000	33		0%	0	0	10,000	-25,805	0	71	0
H14.09.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-35,805	0	98	0
H14.10.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-45,805	0	147	0
H14.11.06		10,000	33		0%	0	0	10,000	-55,805	0	207	0
H14.11.14	117,000		8		0%	0	0	0	60,588	0	61	607
H14.12.10		10,000	26		18%	776	0	9,224	51,364	0	0	0
H15.01.06		10,000	27		18%	683	0	9,317	42,047	0	0	0
H15.02.04		10,000	29		18%	601	0	9,399	32,648	0	0	0
H15.03.12		10,000	36		18%	579	0	9,421	23,227	0	0	0
H15.04.07		10,000	26		18%	297	0	9,703	13,524	0	0	0
H15.05.07		10,000	30		18%	200	0	9,800	3,724	0	0	0
H15.06.04		10,000	28		18%	51	0	9,949	-6,225	0	0	0
H15.07.07		10,000	33		0%	0	0	10,000	-16,225	0	28	0
H15.08.05		10,000	29		0%	0	0	10,000	-26,225	0	64	0
H15.09.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-36,225	0	107	0
H15.10.06		10,000	32		0%	0	0	10,000	-46,225	0	158	0
H15.11.04		10,000	29		0%	0	0	10,000	-56,225	0	183	0
H15.12.05		10,000	31		0%	0	0	10,000	-66,225	0	238	0
H16.01.06		10,000	32		0%	0	0	10,000	-76,225	0	289	0
H16.02.05		10,000	30		0%	0	0	10,000	-86,225	0	312	0
H16.03.08		10,000	32		0%	0	0	10,000	-96,225	0	376	0
H16.04.05		10,000	28		0%	0	0	10,000	-106,225	0	368	0
H16.05.14		10,000	39		0%	0	0	10,000	-116,225	0	565	0
H16.05.17	70,000		3		0%	0	0	0	-48,960	0	47	2,735
H16.06.04		10,000	18		0%	0	0	10,000	-58,960	0	120	0
H16.07.05		10,000	31		0%	0	0	10,000	-68,960	0	249	0
H16.08.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-78,960	0	282	0
H16.09.07		10,000	34		0%	0	0	10,000	-88,960	0	366	0
H16.10.07		10,000	30		0%	0	0	10,000	-98,960	0	364	0
H16.11.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-108,960	0	378	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H16.12.02		10,000	28		0%	0	0	10,000	-118,960	0	416	0
H17.01.05		10,000	34		0%	0	0	10,000	-128,960	0	554	0
H17.02.09		10,000	35		0%	0	0	10,000	-138,960	0	618	0
H17.03.07		10,000	26		0%	0	0	10,000	-148,960	0	494	0
H17.04.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-158,960	0	571	0
H17.05.11		10,000	37		0%	0	0	10,000	-168,960	0	805	0
H17.06.14		10,000	34		0%	0	0	10,000	-178,960	0	786	0
H17.07.12		10,000	28		0%	0	0	10,000	-188,960	0	686	0
H17.08.15		10,000	34		0%	0	0	10,000	-198,960	0	880	0
H17.09.20		10,000	36		0%	0	0	10,000	-208,960	0	981	0
H17.10.17		10,000	27		0%	0	0	10,000	-218,960	0	772	0
H17.11.15		10,000	29		0%	0	0	10,000	-228,960	0	869	0
H17.12.16		10,000	31		0%	0	0	10,000	-238,960	0	972	0
H18.01.19		10,000	34		0%	0	0	10,000	-248,960	0	1,112	0
H18.02.23		10,000	35		0%	0	0	10,000	-258,960	0	1,193	0
H18.03.22		10,000	27		0%	0	0	10,000	-268,960	0	957	0
H18.04.19		10,000	28		0%	0	0	10,000	-278,960	0	1,031	0
H18.05.26		10,000	37		0%	0	0	10,000	-288,960	0	1,413	0
H18.06.26		10,000	31		0%	0	0	10,000	-298,960	0	1,227	0
H18.07.26		10,000	30		0%	0	0	10,000	-308,960	0	1,228	0
H18.08.29		10,000	34		0%	0	0	10,000	-318,960	0	1,438	0
H18.09.26		10,000	28		0%	0	0	10,000	-328,960	0	1,223	0
H18.10.19		10,000	23		0%	0	0	10,000	-338,960	0	1,036	0
H18.11.29		10,000	41		0%	0	0	10,000	-348,960	0	1,903	0
H18.11.30		1,000	1		0%	0	0	1,000	-349,960	0	47	0
H19.01.16		10,000	47		0%	0	0	10,000	-359,960	0	2,253	0
H19.02.22		10,000	37		0%	0	0	10,000	-369,960	0	1,824	0
H19.03.22		10,000	28		0%	0	0	10,000	-379,960	0	1,419	0
H19.04.26		10,000	35		0%	0	0	10,000	-389,960	0	1,821	0
H19.06.18		10,000	53		0%	0	0	10,000	-399,960	0	2,831	0
H19.07.18		10,000	30		0%	0	0	10,000	-409,960	0	1,643	0
H19.08.27		10,000	40		0%	0	0	10,000	-418,960	0	2,246	0
H19.10.01		10,000	35		0%	0	0	10,000	-429,960	0	2,013	0
H19.11.01		10,000	31		0%	0	0	10,000	-439,960	0	1,825	0
H19.12.14		10,000	43		0%	0	0	10,000	-449,960	0	2,591	0
H26.03.05			2273		0%	0	0	0	-449,960	0	140,103	0
											未充当計	
											185,540	
									-635,500			

これは 正本 である。

平成26年10月28日

東京簡易裁判所民事第1室5係

裁判所書記官 長谷川 明

